

# 北海道感染防止対策協力支援金(5/16～5/31) Q&A

## 飲食店支援金

### 1 概要について

令和3年6月10日

No	更新日	質問	回答／対応
1	6月3日	趣旨について	国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施します。 なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行っています。
2	6月3日	措置区域とは	特定措置区域以外の北海道内市町村すべて
3	6月3日	要請期間は	5月16日から31日までで、遅くとも18日から協力をお願いします。
4	6月3日	要請内容は(措置区域)	(1)【営業時間を短縮】 営業時間は5時から20時まで (2)【酒類提供時間を短縮】 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで (3)業種別ガイドラインを遵守する
5	6月3日	要請内容は(特別措置区域)	(1)酒類又はカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店等(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く) ◆ 休業とする (2)上記以外の飲食店等(宅配・テイクアウトを除く) ◆ 営業時間は5時から20時まで (3)全飲食店等が取り組む事項 ◆ 次の感染防止対策の実施 ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理、誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む) ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置の実施 ◆ 業種別ガイドラインの遵守
6	6月3日	業種別ガイドラインとは何か	様々な業界団体で、感染対策のガイドラインを一覧にしたものです。ガイドラインの詳細については、内閣官房のホームページに掲載されていますので、この中から関係する業種・業界のガイドラインを参照してください。 【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】 <a href="https://corona.go.jp/prevention/">https://corona.go.jp/prevention/</a>

## 2 対象施設

No	更新日	質問	回答／対応
1	6月3日	対象となる飲食店は	飲食店及び結婚式場については、要請期間の前日(5月15日)時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設が対象です。
2	6月3日	対象外となる飲食店は	従来から午後8時まで閉店している施設は、本支援金の対象外となります。
3	6月3日	イートインスペースがあるスーパーやコンビニは要請の対象となるか	要請の対象外となり、支援金も支給されません。
4	6月3日	ホテルや旅館内の飲食店は要請の対象となるか	ホテル・旅館内の飲食店で宿泊者以外も利用できる営業形態でかつ飲食店営業許可を取得しているのであれば要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、宿泊者のみが利用する場合は要請の対象外です。また、飲食店以外の施設(宿泊者のみが利用する宴会場などの夕食などの提供を含む)は要請の対象外です。
5	6月3日	フードコート内の飲食店は要請の対象となるか	フードコート内の飲食店は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、フードコートの場合は可能な限り飲食スペース全体が営業時短に協力いただけるよう働きかけをお願いします。
6	6月3日	テイクアウト形式の飲食店は支援金の対象となるか	飲食の場を提供しない宅配・テイクアウトのみの営業であれば要請の対象外となり、支援金も支給されません。
7	6月3日	移動販売車や屋台など移動しながら営業を行う場合、営業時短等に協力したら支援金の対象となるか	移動販売車や屋台は要請の対象外となり、支援金も支給されません。
8	6月3日	マンガ喫茶やネットカフェは要請の対象となるか	宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるため、要請の対象外となり、支援金も支給されません。
9	6月3日	飲食を提供するマージャン店だが支援金の対象となるか	飲食店営業許可もしくは喫茶店営業許可を取得し、飲食を提供しているマージャン店が営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。
10	6月3日	社員食堂は対象となるか	一般の方が利用できる場合は支援金の対象となります。

## 3 支給額

No	更新日	質問	回答／対応
1	6月10日	2021年5月2日にオープンした店舗の支給額は	2021年5月1日以降にオープンした店舗は、過去の売上が把握できないため、下限額による申請となります。

## 4 申請

No	更新日	質問	回答／対応
1	6月3日	申請書はどこでもらえるか	申請書類等は、北海道のホームページよりダウンロードすることが可能です。6月10日前後から道庁本庁舎1階パンフレットコーナー、各(総合)振興局及び各市町村でも入手可能となります。また、6月下旬にはWEB申請もスタートする予定となっております。
2	6月3日	複数の施設を一度に申請する場合は	措置区域に要請の対象となる施設を管理している場合、まとめて申請することができます。この場合、各施設の給付金額を合計した金額を支給いたします。特別措置区域とまとめることは出来ません。
3	6月3日	申請の期限は	令和3年6月1日(火)から令和3年8月31日(火)まで。郵送は、31日(火)までの消印有効です。

4	6月10日	申請書は普通郵便で送っていいか	簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください。普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。
5	6月10日	算出に使う売上高は税込みか	消費税を除いた、税別の金額で計算してください。 なお、免税事業者であっても、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を売上高としてください。
6	6月3日	オンライン申請はいつから出来るのか	6月下旬の予定となっております。オープン次第北海道のHPでお知らせいたします。
7	6月10日	従前の営業時間がわかる写真(メニュー・HP・SMS等)が無い際はどのような書類にて証明すればよいか	①及び②に示す書類の両方が必要です。 ①外観(店名が入っているもの)及び内観の写真。 ②従前及び時短後の営業時間を確認できるものとして、例えば、従来の営業時間21:00 → 時短後の営業時間20:00(お酒の提供は19:00まで)と記載した張り紙をしている店がまえの写真や名刺など。
8	6月10日	確定申告書・営業許可書の名前が旧姓ままになっているが申請に使用できるか	苗字が変更されていることがわかる書類(戸籍謄本、住民票など)を提出してください。
9	6月10日	収入がなく確定申告書がないので住民税申告書で代用できるか	税法上、住民税の申告義務しかない場合は、問題ありません。
10	6月10日	法人事業概況説明書を作成していない場合、提出は不要か、もしくは代替書類があるか	従業員数及び資本金の額がわかる公的書類(会社事業概況書や履歴事項全部証明書など)と、売上台帳等の帳簿の写しを提出してください。ただし、追加で書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。
11	6月10日	2020年2月に自営から法人へ変更した場合、2019年の青色申告は個人名義となるが問題ないか	個人事業の廃業届及び法人設立届など個人から法人へ変更した連続性が分かる書類を提出してください。ただし、追加で書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。
12	6月10日	確定申告書を電子申告した場合で、電子申告の受信通知がない場合の取扱いを教えてください。なお、受付日時は印字されている。	受付日時は印字されているのであれば提出することができます。 ただし、追加で書類の提出をお願いすることがあります。
13	6月10日	確定申告書を郵送で税務署に提出したため、收受印が押印された控えが手元にないがどうすればよいか	そのまま提出いただけますが、追加で書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

## 5 支給に関して

No	更新日	質問	回答/対応
1	6月10日	支給額は課税の対象になるか	所得税、法人税に関してご不明な点等は、所轄の税務署にお問い合わせください。
2	6月10日	支給額はどのように受け取るのか	指定口座にお振込みいたします。